

別紙

第1 租税特別措置法関係通達(法人税編)関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 第1章 特別税額控除及び減価償却の特例 | 第1章 特別税額控除及び減価償却の特例 |
| 第42条の4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の4 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係 |
| 第1款 試験研究費の額 | 第1款 試験研究費の額 |
| 第2款 中小企業者 | 第2款 中小企業者 |
| 第3款 その他 | 第3款 その他 |
| 第42条の5～第48条 (共通事項) 関係 | 第42条の5～第48条 (共通事項) 関係 |
| 第42条の5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の6 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の7 (事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の9 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の11 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の11 (情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係 |
| 第42条の12 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係 | 第42条の12 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係 |
| 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係 | 第43条 (特定設備等の特別償却) 関係 |

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 43 条の 2 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

第 43 条の 3 《保全事業等資産の特別償却》関係

第 44 条 《地震防災対策用資産の特別償却》関係

第 44 条の 2 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係

第 44 条の 3 《事業革新設備の特別償却》関係

第 44 条の 4 《特定電気通信設備等の特別償却》関係

第 44 条の 6 《再商品化設備等の特別償却》関係

第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係

第 46 条 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》
関係

第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準

第 2 款 対象となる資産の範囲等

第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係

第 46 条の 3 《事業所内託児施設等の割増償却》関係

第 47 条 《優良賃貸住宅の割増償却》関係

第 47 条の 2 《特定再開発建築物等の割増償却》関係

第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係

第 1 款 共通事項

第 2 款 公害防止設備

第 3 款 海洋運輸業等

第 43 条の 2 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

第 43 条の 3 《保全事業等資産の特別償却》関係

第 44 条 《地震防災対策用資産の特別償却》関係

第 44 条の 2 《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係

第 44 条の 3 《事業革新設備の特別償却》関係

第 44 条の 4 《特定電気通信設備等の特別償却》関係

第 44 条の 5 《商業施設等の特別償却》関係

第 44 条の 6 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係

第 44 条の 7 《再商品化設備等の特別償却》関係

第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係

第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係

第 46 条 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》
関係

第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準

第 2 款 対象となる資産の範囲等

第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係

第 46 条の 3 《農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却》関係

第 47 条 《優良賃貸住宅等の割増償却等》関係

第 47 条の 2 《特定再開発建築物等の割増償却》関係

第 48 条 《倉庫用建物等の割増償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 52 条 ((植林費の損金算入の特例) 関係 第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 9 ((共通事項) 関係 第 55 条 ((海外投資等損失準備金) 関係 第 55 条の 5 ((金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 55 条の 6 ((特定災害防止準備金) 関係 第 56 条 ((新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係 第 57 条 ((電子計算機買戻損失準備金) 関係 第 57 条の 3 ((使用済燃料再処理準備金) 関係 第 57 条の 4 ((原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 5 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 ((原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 ((関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 ((特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 ((社会・地域貢献準備金) 関係 第 57 条の 10 ((中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p> <p>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例 第 60 条 ((沖縄の認定法人の所得の特別控除) 関係</p> | <p>第 52 条 ((植林費の損金算入の特例) 関係 第 52 条の 3 ((準備金方式による特別償却) 関係</p> <p>第 2 章 準備金等</p> <p>第 55 条～第 57 条の 9 ((共通事項) 関係 第 55 条 ((海外投資等損失準備金) 関係 第 55 条の 5 ((金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係 第 55 条の 6 ((特定災害防止準備金) 関係 第 56 条 ((新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係 第 57 条 ((電子計算機買戻損失準備金) 関係 第 57 条の 3 ((使用済燃料再処理準備金) 関係 第 57 条の 4 ((原子力発電施設解体準備金) 関係 第 57 条の 5 ((保険会社等の異常危険準備金) 関係 第 57 条の 6 ((原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係 第 57 条の 7 ((関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係 第 57 条の 8 ((特別修繕準備金) 関係 第 57 条の 9 ((社会・地域貢献準備金) 関係 第 57 条の 10 ((中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係</p> <p>第 3 章 削 除</p> <p>第 4 章 鉱業所得の課税の特例 第 58 条 ((探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係</p> <p>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例 第 60 条 ((沖縄の認定法人の所得の特別控除) 関係</p> |

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

第7章 認定農業生産法人等の課税の特例

第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

第7章 農業生産法人の課税の特例

第61条の2（農用地利用集積準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> | <p>第 2 款 収益の額</p> <p>第 3 款 原価の額</p> <p>第 4 款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第 5 款 適用除外関係</p> <p>第 6 款 その他</p> |
| <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 64 条～第 66 条 ((共通事項) 関係)</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 5 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> | <p>第 10 章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第 64 条～第 66 条 ((共通事項) 関係)</p> <p>第 64 条～第 65 条の 2 ((収用等の場合の課税の特例) 関係)</p> <p>第 1 款 収用等の範囲</p> <p>第 2 款 補償金の範囲等</p> <p>第 3 款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第 4 款 収用証明書等</p> <p>第 65 条の 2 ((収用換地等の場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 3 ((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 4 ((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 5 ((農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除) 関係)</p> <p>第 65 条の 7～第 65 条の 9 ((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係)</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> |

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 66 条 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等

第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 比較対象取引

第 3 款 独立企業間価格の算定

第 4 款 利益分割法の適用

第 5 款 取引単位営業利益法の適用

第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第 7 款 申告調整等

第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等

第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 66 条 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例

第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 比較対象取引

第 3 款 独立企業間価格の算定

第 4 款 利益分割法の適用

第 5 款 取引単位営業利益法の適用

第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第 7 款 申告調整等

第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等

第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 関係

第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第 66 条の 6 ~ 第 66 条の 9 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">特例) 関係</p> <p style="text-align: center;">第 66 条の 9 の 6 ~ 第 66 条の 9 の 9 ((特殊関係株主等である内国法人に係る特 定外国法人に係る所得の課税の特例) 関係</p> <p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 ((鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 11 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p><u>第 66 条の 13</u> ((欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係</p> <p>第 67 条 ((社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 ((転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特 例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入 等の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 ((組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条 ((特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 ((経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特 別税率の不適用) 関係</p> <p><u>第 68 条の 2 の 3</u> ((適格合併等の範囲に関する特例) 関係</p> <p>第 1 款 <u>合併法人等</u></p> <p>第 2 款 <u>特定軽課税外国法人</u></p> <p>第 68 条の 5 ((適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係</p> | <p style="text-align: center;">特例) 関係</p> <p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10 ((鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 66 条の 11 ((特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係</p> <p><u>第 66 条の 12</u> ((欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 関係</p> <p>第 67 条 ((社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 4 ((転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 5 ((中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特 例) 関係</p> <p>第 67 条の 6 ((特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入 等の特例) 関係</p> <p>第 67 条の 12 ((組合事業等による損失がある場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条 ((特定の協同組合等の法人税率の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 2 ((経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特 別税率の不適用) 関係</p> <p>第 68 条の 5 ((適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例) 関係</p> |

二 第 42 条の 5 ～ 第 48 条 (共通事項) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5 ～ 48(共) - 2<u>第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27</u>..... </p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42 の 5 ～ 48(共) - 5<u>第 42 条の 6 第 4 項、第 42 条の 7 第 4 項、第 42 条の 9 第 3 項、第 42 条の 10 第 4 項又は第 42 条の 11 第 4 項</u>.....</p> | <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42 の 5 ～ 48(共) - 2<u>第 68 条の 23 から第 68 条の 27 まで</u>.....</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42 の 5 ～ 48(共) - 5<u>第 42 条の 6 第 5 項、第 42 条の 7 第 5 項、第 42 条の 9 第 3 項、第 42 条の 10 第 5 項又は第 42 条の 11 第 5 項</u>.....</p> |

三 第 42 条の 5 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 5 - 9 <u>措置法第 42 条の 5 第 8 項及び第 9 項</u>.....</p> | <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 5 - 9 <u>措置法第 42 条の 5 第 7 項及び第 8 項</u>.....</p> |

四 第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6 - 1</p> | <p>第 42 条の 6 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において中小企業者に該当しなくなった場合等の適用)</p> <p>42 の 6 - 1</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>.....取得又は製作（以下「取得等」という。）.....（以下 42 の 6 10 までにおいて「指定事業」という。）.....特定機械装置等については、<u>同項の規定</u>.....措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 5 項又は第 6 項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額..... ...取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額..... </p> <p>(注)</p> <p>.....<u>同項の規定の適用</u>.....</p> <p>（指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等）</p> <p>42 の 6 - 7取得等をした特定機械装置等（措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 42 の 6 9 までにおいて同じ。）を.....<u>同条</u>.....</p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>42 の 6 - 8</p> | <p>.....取得若しくは製作（以下「取得等」という。）.....（以下 42 の 6 16 までにおいて「指定事業」という。）.....特定機械装置等又は賃借をして指定事業の用に供した<u>措置法令第 27 条の 6 第 9 項に規定する特定機械等（指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。）</u>については、<u>措置法第 42 条の 6 第 1 項及び第 3 項の規定</u>.....措置法規則第 20 条の 2 の 2 第 5 項若しくは第 6 項に規定する特定機械装置等に係る取得価額の合計額又は<u>同条第 8 項若しくは第 9 項に規定する特定機械等に係るリース費用の総額の合計額</u>.....取得等又は賃借をして指定事業の用に供していたもの（賃借に係る特定機械等については、指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供しているものに限る。）の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>同項の適用</u>.....</p> <p>（指定事業とその他の事業とに共通して使用される特定機械装置等又は特定機械等）</p> <p>42 の 6 - 7取得等又は賃借をした特定機械装置等（措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する「特定機械装置等」をいう。以下 42 の 6 9 までにおいて同じ。）又は特定機械等（<u>措置法令第 27 条の 6 第 8 項に規定する「特定機械等」をいう。以下同じ。</u>）を.....<u>措置法第 42 条の 6</u>.....</p> <p>...</p> <p>（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）</p> <p>42 の 6 - 8</p> |

.....取得等をした特定機械装置等.....当該特定機械装置
等.....当該特定機械装置等.....

(注)

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

.....取得等又は賃借をした特定機械装置等又は特定機械等.....
.....当該特定機械装置等又は特定機械等.....当該特定機械装置等
又は特定機械等.....

(注)

(物品賃貸業の意義)

42の6-11 措置法第42条の6第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の6-12 リース契約(措置法令第27条の6第8項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の6-14までにおいて同じ。)に係る特定機械等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該特定機械等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(リース費用の均等支払の判定)

42の6-13 特定機械等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の6第8項第3号の

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------|---|
| | <p><u>要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(リース費用に含まれない費用)</u></p> <p><u>42の6-14 法人が賃借するソフトウェア以外の特定機械等に係る措置法令第27条の6第9項に規定する「政令で定める費用の総額」の判定に当たっては、当該特定機械等に係るソフトウェアの費用(当該特定機械等に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該特定機械等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(分社型分割等により移転した特定機械等のリース税額控除)</u></p> <p><u>42の6-15 措置法第42条の6第3項の規定は、賃借をした特定機械等を指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供した場合に限り適用があるのであるから、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)が指定事業の用に供した日を含む事業年度において分社型分割等(分社型分割、現物出資又は事後設立をいう。)により当該特定機械等を移転した場合には、同項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> |
| (廃 止) | <p><u>(合併法人等における取戻し課税の不適用)</u></p> <p><u>42の6-16 合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。)が合併等(合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。)により措置法第42条の6第3項の規定(同法第68条の11第3項の規定を含む。)の適用を受けた特定機械等の移転を受けた場合において、当該合併法人等が当該特定機械等を指定事業の用に供しなくなったとき</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42 の 6 - 11 措置法第 42 条の 6 第 8 項及び第 9 項</u>.....</p> | <p>は、当該合併等に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。）において措置法第 42 条の 6 第 6 項の規定（同法第 68 条の 11 第 6 項の規定を含む。）による取戻し課税の適用がないときであっても、当該合併法人等については措置法第 42 条の 6 第 6 項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(注) 例えば、非適格現物出資又は非適格事後設立により当該特定機械等を移転したことにより指定事業の用に供しなくなった場合であっても、措置法令第 27 条の 6 第 11 項第 1 号又は第 5 号に掲げる事実が生じたことによるときは、<u>取戻し課税の適用がないことに留意する。</u></p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</p> <p><u>42 の 6 - 17 措置法第 42 条の 6 第 6 項に規定する「第 3 項の規定(.....)の適用を受けた法人」</u>には、当該事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においては同条第 3 項の規定（同法第 68 条の 11 第 3 項の規定を含む。）による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42 の 6 - 18 措置法第 42 条の 6 第 9 項及び第 10 項</u>.....</p> |
|--|---|

五 第 42 条の 7 《事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 第 42 条の 7 《事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 | 第 42 条の 7 《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7-1</p> <p>.....取得又は製作(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した同項に規定する事業基盤強化設備については、同項の規定.....措置法規則第20条の3第1項に規定する器具及び備品に係る取得価額の合計額が同項に規定する金額.....取得等をして事業の用に供していたものの取得価額の合計額.....</p> <p>(注)</p> | <p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7-1</p> <p>.....取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして事業の用に供した措置法令第27条の7第1項又は第11項に規定する事業基盤強化設備(賃借に係る事業基盤強化設備については、事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)については、措置法第42条の7第1項及び第3項の規定.....措置法規則第20条の3第1項又は第6項に規定する器具及び備品に係る取得価額又はリース費用の総額の合計額がこれらの項に規定する金額.....取得等又は賃借をして事業の用に供していたもの(賃借に係る器具及び備品については、事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)の取得価額又はリース費用の総額の合計額.....</p> <p>(注)</p> |
| <p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7-4</p> <p>.....取得等をして事業の用に供した同号に定める資産については、大規模法人が取得等をしたものとして同条第1項又は第2項.....</p> <p>(注)</p> <p>.....同条第2項.....当該資産の取得価額の35%相当額.....措置法令第27条の7第1項に定める取得価額基準を満た</p> | <p>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42の7-4</p> <p>.....取得等又は賃借をして事業の用に供した同号に定める資産(賃借に係るものについては、事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)については、大規模法人が取得等又は賃借をしたものとして同条第1項から第3項まで.....</p> <p>(注)</p> <p>.....同条第2項若しくは第3項.....当該資産の取得価額の35%相当額又はリース費用の総額の60%相当額の35%相当額.....</p> |

すかどうかは、当該資産の取得価額.....

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

42 の 7 - 7取得等をした事業基盤強化設備 (措置法第 42 条の 7 第 1 項に規定する事業基盤強化設備をいう。以下 42 の 7 - 9 までにおいて同じ。)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42 の 7 - 8
.....取得等.....

(注)

.....措置法第 42 条の 7 第 1 項及び第 2 項.....

(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42 の 7 - 10
.....事業基盤強化設備.....当該事業基盤強化設備.....
.....事業基盤強化設備.....

(廃 止)

.....措置法令第 27 条の 7 第 1 項又は第 11 項に定める取得価額基準等を満たすかどうかは、当該資産の取得価額又はリース費用の総額.....

(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)

42 の 7 - 7取得等をし、又は賃借した事業基盤強化設備 (措置法第 42 条の 7 第 1 項に規定する事業基盤強化設備をいう。以下同じ。)

(注) 同項第 8 号に規定する事業とその他の事業とを営む法人が事業基盤強化設備をそれぞれの事業に共通して使用している場合の同条の適用についても、同様とする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42 の 7 - 8
.....取得等又は賃借.....

(注)

.....措置法第 42 条の 7 第 1 項から第 3 項まで.....

(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

42 の 7 - 10
.....特定事業基盤強化設備.....当該特定事業基盤強化設備.....
.....特定事業基盤強化設備.....

(物品賃貸業の意義)

42 の 7 - 11 措置法第 42 条の 7 第 3 項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------|---|
| <p>(廃 止)</p> | <p><u>を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p>42 の 7 - 12 <u>リース契約 (措置法令第 27 条の 7 第 10 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 42 の 7 - 14 までにおいて同じ。) に係る事業基盤強化設備が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 57 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該事業基盤強化設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。</u></p> |
| <p>(廃 止)</p> | <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p>42 の 7 - 13 <u>事業基盤強化設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第 27 条の 7 第 10 項第 3 号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p> |
| <p>(廃 止)</p> | <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p>42 の 7 - 14 <u>措置法令第 27 条の 7 第 11 項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する事業基盤強化設備に係るソフトウェアの費用 (当該事業基盤強化設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。)、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該事業基盤強化設備の引</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42 の 7 - 11 措置法第 42 条の 7 第 8 項及び第 9 項</u>.....</p> | <p><u>取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>42 の 7 - 15 42 の 6 - 15 及び 42 の 6 - 16 の取扱いは、措置法第 42 条の 7 第 3 項の規定の適用について準用する。</u></p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</p> <p><u>42 の 7 - 16 措置法第 42 条の 7 第 6 項に規定する「第 3 項の規定(.....)の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第 3 項の規定(同法第 68 条の 12 第 3 項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</u></p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42 の 7 - 17 措置法第 42 条の 7 第 9 項及び第 10 項</u>.....</p> |
|---|--|

六 第 42 条の 10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>第 42 条の 10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 10 - 1<u>経営革新設備等(以下「経営革新設備等」という。)について</u></p> | <p>第 42 条の 10 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において特定中小企業者に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 10 - 1<u>特定経営革新設備等又は賃借をして事業の用に供した措置法令</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>は、<u>同条第 1 項及び第 2 項</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 10 - 5取得等をした経営革新設備等.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法第 42 条の 10 第 1 項及び第 2 項</u>.....</p> <p>(<u>経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>42 の 10 - 6</p> <p>.....<u>経営革新設備等</u>.....<u>当該経営革新設備等</u>.....</p> <p>.....<u>経営革新設備等</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> | <p><u>第 27 条の 10 第 3 項に規定する経営革新設備（事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。）</u>について</p> <p>は、<u>措置法第 42 条の 10 第 1 項から第 3 項まで</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 10 - 5<u>取得等又は賃借をした経営革新設備等（措置法第 42 条の 10 第 1 項に規定する経営革新設備等をいう。以下同じ。）</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法第 42 条の 10 第 1 項から第 3 項まで</u>.....</p> <p>(<u>特定経営革新設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>42 の 10 - 6</p> <p>.....<u>特定経営革新設備等</u>.....<u>当該特定経営革新設備等</u>...</p> <p>.....<u>特定経営革新設備等</u>.....</p> <p>(<u>物品賃貸業の意義</u>)</p> <p>42 の 10 - 7 <u>措置法第 42 条の 10 第 3 項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。</u></p> <p>(注) <u>同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p>(<u>特殊の減価償却資産の耐用年数</u>)</p> <p>42 の 10 - 8 <u>リース契約（措置法令第 27 条の 10 第 2 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 42 の 10 - 10 までにおいて同じ。）</u>に係る経営革新設備（措</p> |

置法第 42 条の 10 第 3 項に規定する経営革新設備をいう。以下同じ。）が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第 57 条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該経営革新設備のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(廃 止) (リース費用の均等支払の判定)

42 の 10 - 9 経営革新設備に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第 27 条の 10 第 2 項第 3 号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。

(廃 止) (リース費用に含まれない費用)

42 の 10 - 10 措置法令第 27 条の 10 第 3 項に規定する「政令で定める費用の総額」には、その賃借する経営革新設備に係るソフトウェアの費用（当該経営革新設備に組み込まれているいわゆる基本ソフトウェアに係るものを除く。）、リース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該経営革新設備の引取運賃等は含まれないことに留意する。

(廃 止) (中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)

42 の 10 - 11 42 の 6 - 15 及び 42 の 6 - 16 の取扱いは、措置法第 42 条の 10 第 3 項の規定の適用について準用する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(廃 止)</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 10 - 7 措置法第 42 条の 10 第 8 項及び第 9 項.....</p> | <p><u>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</u></p> <p>42 の 10 - 12 措置法第 42 条の 10 第 6 項に規定する「第 3 項の規定(.....)の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第 3 項の規定(同法第 68 条の 14 第 3 項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p>42 の 10 - 13 措置法第 42 条の 10 第 9 項及び第 10 項.....</p> |

七 第 42 条の 11 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第 42 条の 11 (<u>情報基盤強化設備等</u>を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</p> <p>42 の 11 - 1</p> <p>.....取得又は製作(以下「取得等」という。)をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が措置法令第 27 条の 11 第 1 項に規定する 300 万円以上であるときの当該情報基盤強化設備等には、<u>措置法第 42 条の 11 第 1 項及び第 2 項</u>.....</p> | <p>第 42 条の 11 (<u>情報基盤強化設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</p> <p>42 の 11 - 1</p> <p>.....取得若しくは製作(以下「取得等」という。)又は賃借をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額又はリース費用の総額の合計額が措置法令第 27 条の 11 第 1 項又は第 6 項に規定する 300 万円以上又は 420 万円以上であるときの当該情報基盤強化設備等(賃借に係る情報</p> |

.....
(注)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42の11-4取得等.....

(注)

.....措置法第42条の11第1項及び第2項.....

(廃止)

(廃止)

基盤強化設備等については、事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供しているものに限る。)には、措置法第42条の11第1項から第3項まで.....

.....
(注)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

42の11-4取得等又は賃借.....

(注)

.....措置法第42条の11第1項から第3項まで.....

(物品賃貸業の意義)

42の11-7 措置法第42条の11第3項に規定する物品賃貸業とは、不特定又は多数の者に対し相当の対価を得て継続的に物品の賃貸を行う事業をいう。

(注) 同項に規定する物品賃貸業は、法人又は個人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないことに留意する。

(特殊の減価償却資産の耐用年数)

42の11-8 リース契約(措置法令第27条の11第5項第1号に規定するリース契約をいう。以下42の11-10までにおいて同じ。)に係る情報基盤強化設備等が、耐用年数省令別表第五から別表第八までに掲げる減価償却資産のいずれかに該当するもの又は令第57条の規定による耐用年数の短縮の承認を受けたものである場合には、これらの別表に掲げる耐用年数又はその承認に係る年数を基礎として当該情報基盤強化設備等のリース契約が同号の要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|--|
| (廃止) | <p><u>(リース費用の均等支払の判定)</u></p> <p><u>42の11-9 情報基盤強化設備等に係るリース契約の締結に当たってその契約の履行を担保するための保証金等を支払うこととされている場合において、その金額がリース契約の締結に当たって通常授受される程度のものであるときは、当該保証金等がリース契約期間終了直前の一定期間のリース料等に充当することとされているときであっても、当該リース契約が措置法令第27条の11第5項第3号の要件に該当するかどうかは、その保証金等の支払がないものとして判定したところによることができるものとする。</u></p> |
| (廃止) | <p><u>(リース費用に含まれない費用)</u></p> <p><u>42の11-10 措置法令第27条の11第6項に規定する「政令で定める費用の総額」には、情報基盤強化設備等に係るリース契約に基づく賃借料とは別に支払う当該情報基盤強化設備等の引取運賃等は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) ソフトウェアの費用は、措置法規則第20条の5の2第1項各号に掲げるソフトウェアに係るものに限られることに留意する。</u></p> |
| (廃止) | <p><u>(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</u></p> <p><u>42の11-11 42の6-15及び42の6-16の取扱いは、措置法第42条の11第3項の規定の適用について準用する。</u></p> |
| (廃止) | <p><u>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</u></p> <p><u>42の11-12 措置法第42条の11第6項に規定する「第3項の規定(……)の適用を受けた法人」には、当該事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においては同条第3項の規定(同法第68条の15第3項の規定を含む。)による税額控除を実施していないが、当該税額控除</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の11-7 措置法第42条の11第8項及び第9項</u>.....</p> | <p><u>に関する明細書においてリース税額控除限度額の計算を行い、その金額を繰越税額控除限度超過額として記載している法人が含まれることに留意する。</u></p> <p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の11-13 措置法第42条の11第9項及び第10項</u>.....</p> |
|--|---|

八 第43条《特定設備等の特別償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>43(1)-4300万円以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>43(1)-5300万円以上.....</p> <p>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</p> <p>43(2)-1告示別表一.....</p> <p>(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)</p> <p>43(2)-2<u>ばい煙処理用設備</u>.....</p> | <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>43(1)-4300万円以上又は230万円以上.....</p> <p>(圧縮記帳をした公害防止設備等の取得価額)</p> <p>43(1)-5300万円以上又は230万円以上.....</p> <p>(中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合)</p> <p>43(2)-1告示別表一及び別表二.....</p> <p>(ばい煙の処理の用に主として使用することの判定)</p> <p>43(2)-2<u>ばい煙処理用等設備</u>.....</p> |